

子供のオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには？

コロナ禍の長期化の影響により、外出を控え自宅で過ごす時間が長くなっています。そのため、子供が自宅でスマートフォンやタブレットなどでオンラインゲームをして過ごす中で、保護者の許可なく課金をしてしまったというトラブルが増加しています。



相談事例

- 小学生の娘のために親のスマートフォンにゲームアプリをダウンロードしたが、親の知らない間に娘が勝手に5万円の課金をしてしまった。
- 小学生の娘が親のスマートフォンとクレジットカードを使って、オンラインゲームで22万円の課金をした。
- 高校生の息子が、夫のカードを無断でオンラインゲームに利用し、90万円が引き落とされてしまった。
- 12歳の息子が年齢を詐称し、複数の端末で妻のクレジットカードを使い、ゲーム内課金を繰り返していた。

注意

- 民法では、「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができる」とされており、親の同意のない契約は無効です。そのため、未成年者契約の取消しを主張することによって返金がされる場合があります。
- しかし、オンラインゲームの場合、未成年者の子供が利用し、課金したと証明することは難しく、取消しが認められず返金されない場合があります。



ポイント

- 親権者はクレジットカード等の決済時のパスワードの設定を行う等の管理を十分に行って、むやみに未成年者にクレジットカード等を使用させないようにしましょう。
- オンラインゲームを利用する際のルールを家族でよく話し合しましょう。
- 課金を行った場合、事前に登録したメールアドレスに決済完了メールが届くように設定することができます。仮に保護者の許可なく子供が課金した場合でも、保護者が決済完了メールを見て早期に気が付けば、高額な課金を防ぐことができます。誤って購入したものについて一定期間内に申し出れば返金がされる場合もあります。



相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)